

JCBA

No.175 Nov. 2022

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 関税局長との意見交換会
- 4 関税局業務課との意見交換会
- 9 令和4年度第3回理事会の開催
- 10 令和4年度「通関業の日」記念式典
- 12 通関業会だより（神戸通関業会）
- 17 各通関業会業務報告

関税局長との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月15日(木)にKKRホテル東京において、連合会役員と関税局長との意見交換会を開催しました。

意見交換会には、諏訪園関税局長をはじめ関税局幹部のご出席を得て、岡藤日本通関業連合会会長以下、各役員と各通関業会の現状及び当面の課題等について意見交換が行われました。

岡藤会長及び諏訪園関税局長の挨拶並びに意見交換会の概要は、以下のとおりです。

岡藤会長ご挨拶

本日は、公務ご多忙のところ、諏訪園関税局長をはじめ関税局の幹部の皆様方にご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

ご当局の皆様には、平素から当連合会並びに各地区通関業会の事業等につきまして、温かいご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

諏訪園関税局長におかれましては、東京税関長からのご栄転ということで、心よりお祝い申し上げますとともに、引き続きご指導をよろしく願います次第です。

去る7月8日、安倍元首相が奈良市内で参議院候補者の応援演説中に銃撃を受け、死亡するというショッキングな事件が発生しました。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

来る27日に安倍元首相の国葬が、来年はG7が日本で開催されます。従来にも増して、水際におけるテロ対策の強化が求められてきていると考えているところです。通関業会は、税関のパートナーとして、テロ対策にも一致協力して臨む所存ですので、是非ご指導をよろしくお願いいたします。

さて、各国がウィズコロナに向けた経済政策へ方向転換する中で発生したロシアによるウクライナ侵攻により、原材料価格の高騰、とりわけ原油、石炭、天然ガスなどのエネルギー価格が上昇し、さらに急激な円安・ドル高と相俟って、我が国の貿易赤字が

過去最大となったことが報じられました。これまで、円安は輸出拡大や海外資産の増加という面から日本経済にとってポジティブに評価されてきたところですが、今回は供給サイドに制約がかかり、加えて物価上昇等により、必ずしも企業業績の押上要因になっていないというのが現状です。いずれにしても、為替相場の動向と併せ、各国の金融政策や物価対策に注視しつつ、一日も早い景気拡大を期待したいと思います。

本日は、年に1回の関税局長と当連合会の役員との意見交換会であり、折角の機会もありますので、連合会の重点事業について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

一つは、通関士の専門性向上に向けた支援事業です。

ご承知の通り、通関士は、荷主からの依頼を受け輸出入通関手続きの代行を仕事にしているわけですが、AI(人工知能)やRPA(ロボットによる業務自動化)などの技術革新が日進月歩の状況にあります。このような状況の中で、通関士が旧態依然のままでは、通関士の未来はないとの危機意識の下、時代の要請に応じた専門性を身に付け、活躍できる人材を育てる必要があると考えております。このため、専門性向上に向けた新たな研修の導入、及び関税局のご支援をいただきながら「通関士セミナー」を開催してきているところです。また、特に優れた知識、経験を有する通関士に対して、仮称ではありますが「マイスター通関士」といった認定制度を導入して参りたいと考え、現在検討しているところです。



二つ目は、通関業界のダイバーシティ推進に向けた事業です。

連合会では、鈴木前会長のイニシアチブにより、2011年以降「女性通関士会議」を開催するなど、物流関係団体の中においてフロントランナーの立場にありましたが、さらに一段上の活動に引き上げるため、「ダイバーシティ推進部会」という正式な組織を設置し、本年2月、初会合を開催したところです。

通関士の専門性向上、ダイバーシティ推進といった事業を進めるうえで、関税局・税関のご指導、ご支援が欠かせません。引き続き、よろしくお願いいたします。

三つめは、「税関発足150周年記念祝賀行事」の実施です。

連合会では、日本関税協会、NACCSセンターとの共催により、11月25日に「税関発足150周年記念シンポジウム」を開催する予定にしております。また、年明けの3月には関税局、東京税関並びに東京通関業会のご協力をいただきながら「大学生フォーラム」を開催する予定です。こちらの方も、ご支援の程、よろしくお願いいたします。

本日は、全国の地区通関業会の会長・理事長にもご参加いただいております。有意義な意見交換を祈念致しまして、冒頭私の挨拶とさせていただきます。

諏訪園関税局長ご挨拶

この度、関税局長を拝命した諏訪園です。

岡藤会長をはじめ、役員の方々、会員の皆様におかれましては、日頃から関税政策・税関行政に対して、ご支援・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、このような貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

今月末の故安倍元首相の国葬儀、来年にはG7広島サミットが予定されており、テロ対策が一層重要となっていますので、通関業者の方々とは協力して取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に

加え、小口急送貨物（SP貨物）の急増、ロシアによるウクライナ侵略に伴うサプライチェーンの混乱、デジタル化の急速な進展など、税関や通関業界を取り巻く環境がダイナミックに変わりつつあります。

そのような環境の変化はありますが、本年11月、税関は明治5年（1872年）に呼称を統一し、正式に発足してから150周年を迎えます。この間、関税局・税関は、貿易秩序の維持や日本経済の発展に大きな役割を果たしてきたと認識しております。

この150周年を契機として、幅広い世代の国民に税関がこれまで果たしてきた役割や社会的意義について理解を深めてもらうため、日本通関業連合会とも連携しながら様々な事業を実施してまいります。

日本通関業連合会におかれましても、税関発足150周年を記念したシンポジウムの開催や大学生フォーラムの実施に向けて取り組まれていると聞いております。

この機会を最大限に活用し、国民の方々に税関や通関業のことをより知っていただきたいと考えております。

国際物流を含めた社会経済の変化に対応しながら、貿易の円滑化や取締りの厳格化を両立し進めていくにあたって、通関業者・通関士の皆様は、税関にとっての重要なパートナーです。引き続き、皆様と緊密な連携を図り、積極的な意見交換を通じて、皆様のご意見やご要望を十分に踏まえながら関税政策・税関行政を運営していく必要があると考えております。

以上、簡単ではございますが、日本通関業連合会の一層のご発展、会員の皆さま、本日出席の皆様の益々のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

意見交換の概要

諏訪園関税局長の挨拶に引き続き、各通関業会の会長・理事長から各通関業会の現況や業会アンケート結果、トピックス等について紹介し、意見交換が行われました。



諏訪園関税局長



関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、9月15日(木) 関税局長との意見交換会に引き続き、関税局業務課との意見交換会を開催しました。

意見交換会では、小多業務課長の挨拶の後、関税局側から日タイAEO相互承認等について説明がありました。

小多業務課長の挨拶及び意見交換の概要は、以下のとおりです。

業務課長挨拶

関税局業務課長の小多でございます。

本日は、関税局長との意見交換会に引き続き、意見交換をする機会を設けていただき、ありがとうございます。

また、岡藤会長をはじめ役員の方々並びに会員の皆様におかれましては、日頃から関税政策・税関行政に関しまして、ご支援・ご協力をいただいていることに対し、この場をお借りしまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

先程の関税局長の話にもありまして、航空貨物を中心とする輸入貨物の急増、新型コロナウイルス感染症のまん延、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、税関や通関業界を取り巻く環境が日々大きく変化しております。

日本通関業連合会におかれましては、社会情勢の変化に対応するため、岡藤会長のイニシアティブにより、通関士の能力向上、ダイバーシティ推進といった大きな課題に取り組まれています。こういった取り組みがより良いものとして実現していけるよう関税局としても、できる限りの協力をさせていただきたいと考えています。通関士の能力向上に関しては、本年6月に輸出を中心としたEPA活用に関する通関士向けセミナーを日本通関業連合会が開催された際に、講師を派遣・紹介するなどの協力をいたしました。次回の開催に向けても強力にバックアップさせていただく予定です。ダイバーシティの推進についても在宅勤務に関する通達改正等の対応をしてまい

りました。さらに前向きなご提案を期待しています。

本日は、本年9月から実施された「日タイAEO相互承認」、10月から施行される「模倣品の水際取締りの強化」、関税等の立替えとも関連する「納税整備環境」について、また、いよいよ11月に迫った「税関発足150周年記念事業」についても担当よりご紹介させていただきます。

先ほど岡藤会長からのご挨拶にもございましたが、通関業者・通関士の皆様は、関税局・税関にとってこれまでもこれからも重要なパートナーであります。今後も、このような意見交換を通じて皆様と緊密な連携を図って参りたいと思っておりますので、引き続き関税・税関行政へのご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の一層のご理解及びご協力をお願いするとともに、日本通関業連合会の一層の発展並びに本日ご出席の皆様の益々のご健勝及びご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

意見交換の概要

関税局業務課、税関調査室からの説明事項

- ・日タイAEO相互承認
- ・模倣品の水際取締りの強化
- ・納税環境整備
- ・税関発足150周年事業

(説明資料 次ページ添付)



小多業務課長



説明資料

2022年9月15日
財務省関税局業務課



目次

- 日タイAEO相互承認
- 模倣品の水際取締りの強化
- 納税環境整備
- 税関発足150周年事業

日タイAEO相互承認

令和4年9月
財務省関税局-税関

本年9月1日から 日タイAEO相互承認 が実施されます。

令和4年4月5日に財務省関税局とタイ税関局(Thai Customs Department)との間で署名されたAEO(Authorized Economic Operator: 認定事業者)相互承認に係る取決めに付いて、日本とタイにおいて当該取決めの実施のための準備を行い、**本年9月1日から**実施することとしましたのでお知らせ致します。

ベネフィットの概要

審査・検査の簡略化

日本のAEO輸出者の貨物がタイで輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。また、タイのAEO輸出者の貨物が日本で輸入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

ベネフィットの利用方法

1. タイにおける利用方法

- 日本のAEO輸出者の方は、「日タイ相互承認用コード」を各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- 貨物の「日タイ相互承認用コード」及び「相互承認用コード」上の英名をセタイの取手帳手にお知らせください。
- タイの輸入者がそのコードをタイでの輸入手続の際に入力することで、当該の貨物がタイでの輸入手続において、相互承認のベネフィットを受けられることができます。
※タイの輸入手続において、適切な仕出人名を入力しない場合、ベネフィットが受けられない可能性がありますので、ご注意ください。

2. 日本における利用方法

AEO輸入者
でなくても利用可!

- タイのAEO輸出者と取引を行う日本の輸入者は、タイのAEO輸出者が保有する10桁のコードを相手方に確認してください。
- 10桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換してください。
- 日本での輸入申告の際に、輸入者又は通関業者の荷物は12桁のコードをNACCSの仕出人コードに記入することで、相互承認のベネフィットを受けられます。

【参考：タイのAEO輸出者が保有するコード(10桁)の体系】
10桁の事業者ID：(例) THIE123456

タイのAEO事業者が保有する10桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
規則	事業者ID(10桁)									

日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	T	H	I	E	登録年	連番						
例	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆	N ₇	N ₈


(1・2行目挿入)

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	O	T	H	I	E	登録年	連番				
例	A	O	T	H	I	E	N ₁	N ₂	N ₃	N ₄	N ₅	N ₆

日本での輸入手続の際にNACCSの仕出人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話：0138-40-4254
東京税関	電話：03-3599-6343
横浜税関	電話：045-212-6125
名古屋税関	電話：052-654-4169
大阪税関	電話：06-6576-3391
神戸税関	電話：078-333-3071
門司税関	電話：050-3530-8312
長崎税関	電話：095-828-8801
沖縄地区税関	電話：098-862-9291



2

海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

- 関税法等の改正が10月1日に施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となります。
- 施行に先立ち、制度改正に係る周知のため、税関ホームページに制度改正に関する特設ページを開設するとともに、リーフレットの配布、ポスター(日・英・中・韓の4か国語)の掲示などを行っています。
- また、特許庁及び国民生活センターと連携して、EC運営事業者に対して、ECサイト上での本制度の周知等に係る協力依頼を行っています。

広報について

リーフレット



3

海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

ポスター



HP掲載用バナー



(参考)

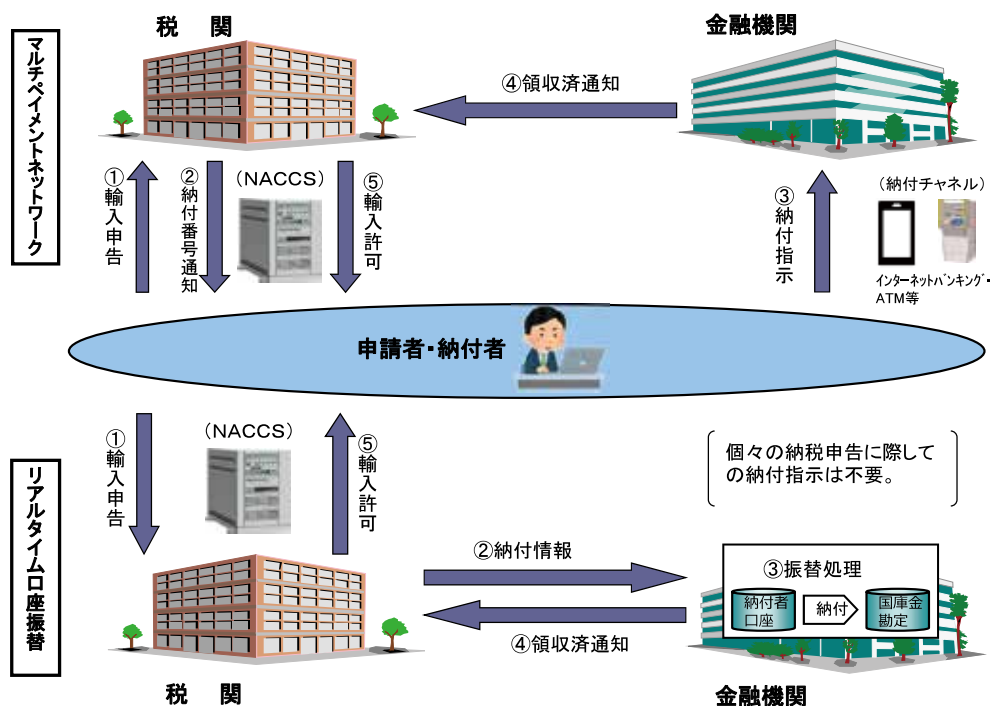
税関特設HPリンク (模倣品の水際取締り強化!)

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chit eki/pages/d_010/index.html

4

納税環境整備

関税等を輸入者自らが電子納付する際の便利な方法



5

税関発足 150周年事業 Japan Customs 150th Anniversary

History

呼称統一した際の「**照復文書**」
井上馨氏と渋沢栄一氏が呼称統一に関わっていました。



(国立公文書館所蔵)

従前開港場各港運上所ノ儀ハ呼称区々或ハ税関
或ハ運上所ト唱へ不致一定不都合三付今後各港
共何港税関ト称呼候様相違可申下存候此段奉
伺候也
壬申十一月廿七日 正五位 渋澤栄一
大蔵大輔 井上馨
正院御中
伺之通
十二月廿八日

「東都名所 鉄砲洲明石橋之景」



中央の建物が、東京税関の前身である東京運上所

幕末の開港により各地に置かれた運上所は、明治5年11月28日（1872年）に税関へと呼称を改め正式に発足し、令和4年に150周年を迎えます。

明治5年、運上所から税関に呼称が統一され、正式に発足。経済発展に伴い、貿易量が増加し、それとともに税関行政の機能を強化してきました。



大正の関東大震災、**昭和**の戦争など、様々な困難を乗り越え、日本は貿易立国として大きく成長してきます。
貿易量が急増する中、税関は迅速な通関を確保するため、新たな制度やシステムを導入しました。人流・物流の増加とともに密輸手口も多様化・巧妙化していき、税関も取締りの形を変えていくようになりました。

平成になると日本経済は安定期に入り、貿易量がさらに増加する中、税関は国際協力の推進、新制度の導入、通関手続のデジタル化などにより迅速な通関に取り組んできました。その一方で、厳格な密輸取締り及びテロという新たな脅威への対応のため、高性能な検査機器や先端技術の導入にも取り組んできました。



令和4年で発足から150周年を迎える税関は、その時々課題に取り組みながら成長してきました。これからも使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会を実現し、国民一人ひとりの幸せを守っていくため、世界最先端の税関をめざしていきます。

税関発足 150周年事業 Japan Customs 150th Anniversary

Event



150周年を機に、これまで税関が果たしてきた役割・意義について、国民の皆さんに理解を深めていただけるよう、様々な周年事業を企画・開催しています。

I イベント

- 税関発足150周年記念式典（財務省・税関主催で開催予定）
- 税関150周年記念シンポジウム（日本通関業連合会、日本関税協会及び輸出入・港湾関連情報処理センター（株）の3者共催）
- 小中学生絵画コンクール（日本関税協会と共催）
- 大学生フォーラム（関税局、日本通関業連合会との共催で開催予定）
- 全国で税関展、業務体験会等



II 情報発信

- 広報記念誌（税関HPで公開予定）
- 税関発足150周年特設サイト



水際で守る 日本の未来

150周年ロゴマーク、キャッチコピー



広報記念誌の一部（ゆかりの地など）を特設サイトに掲載



特設サイトQRコード



ポスター

III 「税関発足150周年記念」発行物

- ブルー貨幣セット（造幣局から発行予定）
- 特殊切手（日本郵便から発行予定）



ブルー貨幣セット

記念切手のデザイン検討中

（参考）
100周年記念でも
記念切手を発行



令和4年度

第3回 理事会の開催

(一社)日本通関業連合会は、令和4年第3回理事会を9月15日(木)にKKRホテル東京において開催しました。

理事会は、定款の規定により、岡藤会長が議長を務め、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認可決されました。

また、令和4年度事業計画の進捗状況等についての報告がされました。



付議事項

- 議案 ・「通関業の日」記念日行事に関する件(会長特別表彰被表彰者等の選定について)
- 報告事項 ・令和4年度事業計画の進捗状況について
- ・税関発足150周年記念祝賀行事について





「通関業の日」記念式典

(一社)日本通関業連合会は、10月11日(火)に令和4年度「通関業の日」記念式典を第一ホテル東京で執り行いました。

「通関業の日」は、平成29年10月8日の改正通関業法の施行を記念し、10月8日を「通関業の日」と制定し、本年で5回目となります。

当日は、「通関業の日」会長特別表彰の表彰式、昭和女子大学理事長・総長の坂東 眞理子様による記念講演会が開催され、多数の皆様のご参加をいただき執り行われました。なお、新型コロナウイルスの感染が収束されていない状況を鑑み、本年度においても懇親会は執り行わないこととしました。

「通関業の日」表彰式

午後4時から、第一ホテル東京「フローラ」において、「通関業の日」会長特別表彰の表彰式が行われました。

申告官署の自由化や通関業法の見直しに道筋をつけていただいた当時の関税局長ほか2名の

方に感謝状を贈呈いたしました。

感謝状

- ・宮内 豊 様 (元財務省関税局長)
- ・高見 博 様 (元財務省関税局業務課長)
- ・福田 敏行 様 (元財務省関税局業務課課長補佐)



宮内 豊 様



高見 博 様



福田 敏行 様



「通関業の日」² 記念日講演会

午後4時30分から午後6時00分の間、同ホテル「ラ・ローズ」において、「通関業の日」記念講演会を開催いたしました。

岡藤会長の挨拶、講師のご紹介に続き、ご来賓を代表して諏訪園関税局長より祝辞のご挨拶をいただきました。

講演会は、昭和女子大学理事長・総長の坂東眞理子様に講師をお願いしました。

坂東様は、総理府に入省され、男女共同参画室長、埼玉県副知事、在豪州ブリスベン日本国総領事、内閣府男女共同参画局長を歴任され、2003年に退官。そして、現在は、昭和女子大

学の理事長・総長に就任しております。

また、坂東様は、作家としても大変有名で、ベストセラーとなった「女性の品格」をはじめ多くの著書を出されています。

講演会では、「グローバル化と女性のキャリア」と題して、ダイバーシティの効果や女性の活躍など海外の例を交えながら講演いただき、大変興味深く、有意義な講演でありました。

講演会の聴講者は、財務省関税局幹部、関税局・税関OB、NACCSセンター様、通関業会の皆様など、約230名の方々が聴講されました。



通関業会
だより

神戸通関業会

～通関業の始まり～



通関業はいつ始まったのか？

今年の11月28日に150周年を迎える税関と同じく、
通関も150年前から存在しているはずだが、その頃から通関業者は存在していたのか？
当時の通関を振り返ることから、通関業の始まりについて紐といてみた。

調査の開始

某日、一本の内線電話から始まる。会長からだ。
会長室に来てほしいとの連絡で、「何かやらかした
かな？」と思いあぐねながら、少し緊張した面持ち
で会長室のドアをノックする。

筆者：「失礼します。」

会長：「座って。」

実はこの前、神戸税関の方とお話しした際に、
税関が150周年を迎えるという話があり、我
社も同じくらい歴史がありますよという話を
した時に、ふとその頃から通関的な仕事をし
ていたはずだが、150年前当時はどのように
通関していたのだろうか？

当社の百年史を見ても、そのあたりのことは詳
しく書かれていないので調べてみてくれるか。
大阪税関、当時は川口税関とも呼ばれていた
そうだが、そこでも通関業をしていたようだ。」

筆者：「承知致しました。」

日々当たり前のように通関実務にいそしんでいる
が、そんな素朴な疑問を持つことはなかった。

このインターネットの時代に、検索で調べればす
ぐにわかるだろうと高をくくっていた筆者も、すぐ

に安請け合いをしたと後悔することになる。

「通関業」「歴史」「明治時代」「川口税関」…様々
なキーワードで検索するもほぼ情報は得られず、考
えを改め直し、一から調べる方法を変えることにする。

神戸通関業会、大阪通関業会から引用参考文献と
して「神戸税関百年史」（神戸税関）、「大阪税関
百二十五年史」（大阪税関）、「神戸港の海貨業・通
関業とその料金史」（神戸海運貨物取扱業組合／神
戸通関業会）、「通関業の歴史」（日本通関業連合会）
をお借りし、弊社百年史「まるま百年の歩み」（株
式会社後藤回漕店）を含め筆者なりの理解でまとめ
てみた。

よって筆者がこの後記載していることも、神戸、
大阪に特化している部分があるが、神戸通関業会か
らの通関だよりということでご容赦いただきたい。

それらを調べている内に、当時の情勢や政治的な
背景も踏まえる必要があることが分かり始める。

開港から始まる貿易

筆者は勉強嫌いで日本史を真面目に勉強した覚えもなく、改めて日本の歴史を振り返ることになる。

始まりはペリー来航による開港の要求で、その後の1858年（安政5年）に調印された、いわゆる不平等条約により日本は関税自主権を回復するまでの約40年にわたり不利な外交を迫られることになる。

さらにロンドン覚書（日本の開市開港の約束の延期）や度重なる外国人襲撃事件、下関砲撃事件（長州藩による外国船砲撃に対する諸外国の報復）の賠償により諸外国による大幅な関税の引き下げ要求を呑まざるを得なくなり、外国商人による工業完成品の輸入激増、関税収入は激減することとなる。



ペリー（税関百年史）

その後、1867年（慶応3年）に神戸港、翌年に大阪港が開港することで両港で貿易が始まり、それに伴い神戸税関、大阪税関の前身である兵庫運上所、川口運上所が開設される。いずれも運上所のあった場所に因んだ名称で、冒頭弊社会長がおっしゃっていた「川口税関」も川口運上所の名残りと思われる。

そしてこれら全国の運上所の呼称が「税関」という呼称に統一されたのが、今から150年前の1872年（明治5年）11月28日である。

これにより毎年11月28日は税関記念日で、税関は今年150周年を迎える。



開港式当日の神戸港（神戸税関百年史）

150年前の貿易

当時は現在のように直接輸出入者で取引を行うのではなく、商館貿易（居留地貿易）と呼ばれる間に商館（外商）が入っての取引が主流で、日本側の商社にしてみれば商館に対して物を売る、買うといった仕組みで外商の独占支配下であった。

話はそれるが、神戸にも旧居留地と呼ばれる、おしゃ

れなブティックや飲食店の並ぶ場所がある。お恥ずかしい話、このことを調べるまでは、なぜそのような地名なのかということに疑問を持たず神戸を語っていたが、当時その場所に輸出入、ひいては通関の原点があったことを知り、現在通関業者に勤務している筆者と何かしらの縁を感じ感慨深いものとなった。話を戻そう。



明治初年の居留地—京町通（神戸税関百年史）



現在の旧居留地—京町筋

当時は、輸出時にも税金を徴収しており、通関という制度はあったものの、通関業者は存在しておらず、買弁（パイペン）と呼ばれる通関の中国人や、ステベ※（外国人）が一連の業務の一部として通関業務を行っており、現在のような通関業としてのライセンスはなかった。

※ステベ…ステベドアの略称、貨物船への貨物の積み降ろしを行う業者

輸出入の通関手続きは貿易章程に則って通関をしており、貨物の陸揚、船積願書を以って現物と内容が相違ないことを確認した上で陸揚免状なるものを交付されたあと、検査鑑定により確定された税額を納税するといった流れだったようだ。ただ、開港当初は、願書の決められた様式もないことから当時は適当な紙片に書いていたり、仕入書もほとんど添付されていなかったため、多くの虚偽申告が行われ、運上（関税）収入は極めて少なかった。当時は10分の1ぐらいの低価申告が行われていたそうだ。



(横浜税関HP：「イラストレイテッド・ロンドン・ニュース」)

このような開国以来極めて不利な条件である外商の独占支配下におかれたわが国の貿易関係を挽回するために、明治政府は商館貿易の弊害を取り除き、直輸出政策の進出を図る。

しかし、直輸出にあたる本邦商社にとっては、外人相手の交渉や税関手続きは面倒であるとともに欧文化によるこれらの処理は不慣れであった。

そこで1871年（明治4年）このような貿易手続き経験の乏しい邦人貿易業者の代行をするために、官命により横浜にある会社が創立される。

初の通関専門会社

当時は先に述べたとおり、貨物を運ぶ一連の業務の一部として通関があったため、通関を専門に行う会社はなく、日本で初めて通関を専門に取り扱う会社としては「開通社」が最初ではないかと言われている。

この「開通社」は貿易に長けていない邦人貿易業者の代行をするために、当時大蔵省官吏であった服部敢が官命により創設したものとされており、「開通社」の前身である会社を1871年（明治4年）に横浜にて創立し、通関相談業務や船積卸運送業務の代行を始める。

その後、西南戦役の始まる1877年（明治10年）に横浜税関内に「開通社」を開業、輸出入品の引取や船積みの代理を行っていた。この頃には前述の買弁（パイペン）やステベ以外に、回漕問屋（海上における貨物や旅客の輸送取り次ぎを行う問屋）が貿

易手続き全般を代理。また、ステベも開港当初から引き続き一部通関手続きを代理していた。

余談ではあるが、このころの回漕問屋は、貨物だけでなく旅客も運んでいたため、ほとんどが旅館を兼営しており、回漕した積荷の商売をする荷主や、旅客、船乗りが宿泊するだけでなく、積荷の売買の仲立ちも行っていったようだ。

ちなみに後述の神戸の税関貨物取扱人の中の回漕業者である4名もいずれも旅館を兼営していたようである。神戸開港150周年の際に紹介された「鈴木商店」※もこの旅館での縁を介し、最初の大躍進を遂げることとなるが、それはまた別の話。

※鈴木商店…大正期に日本一の年商を誇った幻の総合商社



当時の面影を伝える後藤旅館（現後藤回漕店）（中央）（まるま 百年の歩み）

税関貨物取扱人法制定

さらに1890年（明治23年）には税関手続きに関する初の国内法令として税関法が公布される。

その後1894年（明治27年）に日清戦争が勃発。このころから海運界が躍進し、来る1899年（明治32年）に関税定率法が施行、輸出税が撤廃され、法権及び関税自主権がようやく回復される運びとなる。

これらの情勢により邦商による直輸出入貿易が盛んになり、それに伴い回漕問屋や通関業者に対する需要も増加したものの、弱小業者の乱立を招き、貨主申告に伴う評価上の問題などに起因してトラブルが多発。邦商に被害が及ぶことも多く、これらの業者を取り締まる法規の制定を求める声が強まる。併せて商品の額や納税をめぐる毎日のように税関窓口での言い

争いが絶えず常に喧噪をきわめていたようである。

この状況を見かねた当時の横浜税関事務官（後の神戸税関長）が、海外の通関を視察した際に、こういったもめごともなく通関できている状況を見て不思議に思い、質問したところ、既に海外ではライセンス・カスタム・ブローカーが存在しており、彼らが税関事務に精通していることからスムーズに通関が行えるとのこと。

これを聞いた事務官は帰国後、これらについて大蔵省に報告。通関業の免許制が盛り込まれた現在の通関業法の前身である税関貨物取扱人法が1901年（明治34年）に公布される。

これが法的な通関業の始まりと言える。

各地の税関貨物取扱人

公布当時この税関貨物取扱人として認められていたのが、横浜では「開通社」、大阪では「富島組、

通関貨物取扱合資会社、三益合資会社」。そして神戸では下記になる。

（専業者）〈5社〉	（回漕業者）〈4名〉	（ステベ業者）〈10社〉	
李光泰（東源号）	大森 栄介	ニッケル商会	クリステンセン商会
開通合名会社	後藤 勝造	梁鶴軒（松記）	ライオンズ商会
大吉合資会社	西村 貫一	神戸栈橋会社	上組（山口辰之助）
足立輸出入会社	熊谷伊三郎	海栄会	大本組
姜東陽（公和号）		徳本組	兵庫運輸会社

神戸港の税関貨物取扱人（通関業の歴史）

ただ、この当ても船会社や貿易商人が運送の一部として通関する場合は免許は不要であった。

このことにより、税関貨物取扱人免許は普及することなくすたれていくが、1911年（明治44年）の関税自主権の完全回復をきっかけに輸入量が爆発的

に増加し、通関業専門の業者が主流となり、ようやく本格的に通関業が始まったと言える。

参考までに通関や輸送を行っていた当時の荷扱所の貴重な資料が残っていたので掲載する。



後藤内外各港荷扱所 1898年（明治31年）（まるま 百年の歩み）

まとめ

一言に通関業の始まりと言っても、開港当初から通関は存在しており、現在の「通関実務」と呼ばれる作業は、時代によって誰かが行っていたので開港当初からが始まりともいえる。

ただ、それを通関業者として専門に扱うのが始まりと言えば明治4年、業（なりわい）として法的に制定されたのが始まりと言えば明治34年ということになると思われる。

当初は一連の貨物輸送の流れの中に組み込まれており、通関手続きや物の価値もわからぬまま始まったが、時代とともに物量や商流が変化し、法が整備されて進化していった中で、通関という作業の専門性や重要性が認識され「通関業」が必要になったのだろうと推測する。

現在の通関業は、先人の偉大な功績により極めて

スピーディーに処理されており、150年前の当時の通関を知る者にとっては想像を絶するほど革新的に映るかもしれない。このように昔を振り返ることにより改めて現在の状況に感謝する気持ちも芽生える。今後、さらにAIや最新システムが開発され、次の150年後には我々の想像できない世界が広がっているであろうが、次の150年の変遷については次の方に託したいと思う。

なお、文献等を基にこの記事を作成したが、ところどころ筆者の主観的な意見も含まれているかと思われるので、史実、正確性についてはご容赦いただきたい。

最後に、この記事の作成にご協力いただいた方々に、この場をお借りして感謝の意を申しあげる。

（神戸通関業会（株）後藤回漕店 鈴木 直人）

各通関業会業務報告

東京

- 8月5日 通関士部会役員会
- 18日 通関士部会HP分科会
- // 通関士部会ダイバーシティ推進分科会
- 9月5日 通関士部会ダイバーシティ推進分科会
- 6日 日本通関業連合会事務局連絡会議
- 13日 ダイバーシティ推進分科会主催講演会
- 16日 通関士部会役員会
- 20日 通関士部会ダイバーシティ推進分科会
- 21日 本関通関協議会
- 28日 本関通関協議会女性部会
- 29日 ワシントン条約、安全保障貿易管理及びNACCS外為法関係業務オンライン説明会
- 30日 通関士部会委員会

横浜

- 8月23日 研修委員会三役会
- 26日 通関士部会アンケート委員会
- 29日 総務委員会
- 9月6日 本関地区通関協議会
- // 日本通関業連合会・各地区通関業会との事務局連絡会議
- 20日 通関士部会三役会
- 14日 宇都宮地区通関協議会
- 15日 宮城地区通関協議会
- // 関税局長及び業務課長との意見交換会
- 20日 川崎地区通関協議会
- // 通関士部会三役会
- // 横浜通関業会理事会
- 29日 横浜税関・横浜通関業会との三木会

神戸

- 8月10日 通関士部会総務委員会 (WEB)
- 22日 通関時報8月号発行
- 25日 通関士部会役員会 (WEB&対面)
- 29日 連合会研修講師録画撮り支援
- 9月1日 連合会研修講師録画撮り支援
- 6日 事務局連絡会議 (連合会主催)
- 8日 通関士部会総務委員会 (対面&WEB)
- 15日 関税局長、関税局業務課との意見交換会
- 20日 通関時報9月号発行
- 22日 通関士部会役員会 (対面&WEB)

大阪

- 8月3日 ミニ研修「原産地規則ワンポイント研修」(RCEP協定に関するよくある質問について)
- 4日 令和4年度(第2回)新任通関業務従業者研修
- 24日 通関士部会 業務委員会
- // 通関士部会 総務委員会
- // 通関士部会 システム委員会
- // 通関士部会 役員会・税関担当官との連絡会
- 31日 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会、定例会、役員会)
- 9月14日 通関士部会 舞鶴地区協議会
- 20日 令和4年度 第2回大阪通関業会理事会
- // 大阪税関幹部と大阪通関業会役員との連絡会議
- 21日 通関士部会 業務委員会
- // 通関士部会 総務委員会

- 21日 通関士部会 役員会・税関担当官との連絡会
- 28日 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会、定例会、役員会）
- 29日 通関士部会 京滋地区協議会

- 24日・26日 オンライン研修（関税協会門司支部と共催）

- 26日 門司通関士部会役員会

- 9月6日 事務局連絡会議（連合会主催）専務理事出席

- 8日 会員周知「第56回通関士試験における新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項について」

- // 会員周知「新規研修の募集案内（通関士スキルアップ研修）について」

- 9日 令和4年度「通関業者通関業従事者実務研修」の案内発出

- 13日 門司通関士部会関門支部本関地区会議

- // 会員周知「通関業の日」記念日講演会について

- 14日 会員周知「統計の誤り防止に係る協力依頼」

- // 令和4年度「通関士実務研修」の案内発出

- 28日 会員周知「NACCS関連資料」の送付

- 30日 会員周知「業務通関におけるキャッシュレス納付利用に関するアンケート調査への協力依頼」

名古屋

- 8月3日 四日市支部通関士及び通関従業者研修

- 9月1日 一木会・通関士部会幹事会

- 6日 事務局連絡会議（連合会）

- // 清水支部通関士部会支部定例会

- 7日 原産地規則研修

- // 四日市支部通関非違防止対策研修

- 8日 原産地規則研修（空港）

- 13日 本関通関事務研究会

- 14日 清水支部原産地規則研修（清水）

- 15日 清水支部通関事務研究会

- 16日 清水支部原産地規則研修（浜松）

- 20日 清水支部興津通関担当者連絡会

- // 清水支部沼津通関懇話会

- 21日 中部空港通関事務研究会

- // 清水支部御前崎通関担当者連絡会

- 22日 西部通関事務研究会

- // 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会

- // 豊橋地区通関事務研究会

- 27日 四日市支部通関士部会幹事会

- // 四日市支部通関事務研究会

- // 諏訪地区通関懇談会

- 28日 清水支部浜松通関懇話会

- // 四日市支部税関統計実務研修

長崎

- 8月1日 ロシアを原産地とする貴金属の輸入の禁止措置に伴う税関の対応についての周知

- 3日 新型コロナウイルスに係る医療機関、保健所からの証明書等の取得に対すR配慮のお願いの周知

- 12日 長崎・佐世保地区会員を対象とした通関業務講習会（原産地規則）開催の案内

- 9月16日 通関業務講習会（原産地規則）の開催（長崎・佐世保地区）

- 28日 NACCS通信（通関10）の配信

- 30日 ロシアへの輸出禁止措置関係の周知

門司

- 8月2日 会員周知「オンラインNACCS研修（航空通関：初任者向け）」のご案内

- 3日 会員周知「新型コロナに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮のお願い」

- 30日 ロシア向け化学兵器等関連物資の輸出禁止措置についての周知
- // 輸入農業機械に対する植物防疫所における確認の実施に係る協力依頼についての周知
- // 通関業務におけるキャッシュレス納付利用に関するアンケート調査への協力依頼についての案内
- // 長崎税関からの情報提供のお願いの案内

函 館

- 8月3日 会員周知：新型コロナに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮のお願い
- 4日 密輸撲滅キャンペーン（室蘭）
- 12日 会員名簿配布
- 30日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）
- 9月9日 女性通関士委員会開催案内
- 12日 会員周知：通関士スキルアップ研修募集案内の連合会ホームページへの掲載について
- 22日 会員周知：税関発足150周年記念シンポジウム」の案内

- 27日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田船川）
- 30日 会員周知：業務通関におけるキャッシュレス納付利用に関するアンケート調査への協力依頼

沖 縄

- 8月2日 関税局業務課長との意見交換会（於：沖縄地区税関業務部長室、三役参加）
- 9月12日 テロ対策としての税関検査強化について（ご協力依頼）
- 15日 関税局長との意見交換会並びに理事会（日本通関業連合会、喜納会長参加）
- 26日 那覇食監法第22号（令和4年度輸入食品等モニタリング計画の実施について、他）の会員通知
- 30日 業務通関におけるキャッシュレス納付利用に関する業界へのアンケート調査について（関税局配信）
- // 輸入食品等に関する勉強会の開催に代わる資料の配布について（那覇検疫所からのお知らせ）



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階

TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796

E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp

URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

編集兼発行人：中 洲 亨

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。